

令和3年度 鹿角市プレミアム付商品券発行事業
取扱加盟店募集要項

かづの商工会

1. 目的

鹿角市より委託を受け発行する鹿角市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）について、かづの商工会（以下「本会」という）と商品券取扱事業所（以下「加盟店」という）は、この要項にしたがうものとする。

2. 加盟店

加盟店は鹿角市内の事業所とし、本会へ別紙「取扱加盟店申込書」により登録申請をした者とする。かづの商工会の会員・非会員を問わない。

3. 商品券の有効期間

商品券の発行・使用・換金期間を次のとおりと定め、期間外の商品券については取り扱わないものとする。

- (1) 販売期間は、令和3年6月 1日（火）から令和4年1月31日（月）とする。
- (2) 使用期間は、令和3年6月 1日（火）から令和4年1月31日（月）とする。
- (3) 換金期間は、令和3年6月14日（月）から令和4年2月 7日（月）とする。

4. 商品券の額面と販売方法

商品券の額面は500円とし、以下の2種類を販売する。

・30%プレミアム「超つかエール券」

大型店・コンビニ以外の加盟店で使用できる券とし、名称を「超つかエール券」とする。

額面500円券26枚綴りを1セットとして10,000円で販売する。

・20%プレミアム「つかエール券」

すべての加盟店で使用できる共通券とし、名称を「つかエール券」とする。

額面500円券24枚綴りを1セットとして10,000円で販売する。

5. 商品券の購入者

(1) 鹿角市民

(2) 鹿角市民以外で、市内の事業所に勤務している方

※ 商品券の販売状況により購入者を拡大する場合があります。

6. 商品券の換金場所、手続方法及び換金手数料

商品券の換金はかづの商工会で行う。「換金請求書」に必要事項を記入し使用済み商品券を添えて提出し、換金は小切手にて支払う。換金手数料は無料とする。

7. 商品券の取り扱い

商品券の取り扱いに際しては、次の事項を遵守する。

- (1) 商品券を受け取る際は偽造でないかを確認し（コピーガードで防止）、偽造商品券の流通を防ぐ。
- (2) 商品券は現金同様に扱う。但し、額面金額に満たない支払の場合には、釣銭の払戻しは行わない。
- (3) 下記の支払い、取引については使用できない。
税金、公共料金、医療費、介護費、たばこ、切手、印紙、各種商品券、電子マネーの購入・チャージ、ギフトカード等の券類、土地・建物・家屋の売買、宿泊代、諸経費支払い等（事業用の支払いには使用できません。）
- (4) 消費者より受け取った商品券を再使用することはできない。
- (5) 商品券を受け取った事業所は、裏面に事業所名を記載し、再使用を防ぐため適正に管理しなければならない。
- (6) 商品券の盗難、紛失に対しては、本会では一切の補償をしない。
- (7) 換金期限（令和4年2月7日）以後は一切受け付けない。

8. トラブルへの対応

消費者が商品券を使用した際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、キズ、その他の問題等トラブルが生じた場合は、事業所は誠意をもって消費者との間で問題解決を図ることとし、本会はその一切の責任を負わない。

9. その他

ここに定めるもののほか、鹿角市及びかづの商工会が必要と認めるものは、適宜実施することができる。

附則 この要項は、令和3年4月14日より適用する。